

## 意見書案第5号

### 衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏まえた区割りの改定を求める意見書

去る6月16日、衆議院議員選挙区画定審議会は、「1票の格差」を是正するため、人口比例を重視して議員定数を配分する「アダムズ方式」により、小選挙区の10増10減を含む、25都道府県140選挙区の新たな区割り案を岸田総理大臣に勧告した。

これにより、福島県は、現行の5選挙区から4選挙区に「1減」されるとともに、すべての選挙区で大規模な再編となり、福島3区だった白河市、西白河郡(西郷村を除く)、東白川郡においては会津地方を中心とした従来の福島4区へと統合され、新たに福島3区となる見直し案が打ち出された。

前回の選挙区の区割り改定においても、西郷村のみが従来の福島4区に編入され、地理的条件をはじめ、経済圏や生活圏など、地域間の連携や地域の一体性などを考慮されずに地域の分断を余儀なくされた経緯がある。

選挙区の見直しについては、最高裁判所が違憲状態とした最大の2.30倍の「1票の格差」を是正するためにも必要であるが、地域の実情を考慮せず、人口により定数を割り振るだけでは、都市偏重型の国政運営に傾くことで、地方の切り捨てが進むことが懸念され、人口減少や少子高齢化、耕作放棄地の増大など、多くの課題が山積している地方の意見が、ますます国政に届きにくくなることが危惧される。

については、衆議院議員の小選挙区の見直しにおいては、「1票の格差」是正の観点のみならず、経済圏や生活圏、広域的な行政圏の結びつき、地域の歴史的な沿革や地勢状況等の事情を総合的に考慮するとともに、都道府県知事や市町村長などの関係自治体の意見を十分に尊重しながら、各地域の実情を反映した区割りとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月29日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様

白河市議会議長  
筒井 孝充